

## 独立論文

## 国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズム

岩田 将幸  
神戸学院大学法学部教授

## はじめに

マルチラテラリズムは、今日、数々の国家や国際機構によって国際秩序と直接的に結びつける形でしばしば言及されている。マルチラテラリズムの概念が脚光を浴びるのは概して、国際秩序が大きな変化に見舞われているときである<sup>1</sup>。それは、国際社会の基本的なメンバーである国家をはじめとする諸アクターがマルチラテラリズムをいかに用い、それにいかなる態度で臨むかと関係している<sup>2</sup>。国際秩序が不動でないように、マルチラテラリズムも不動ではない。むしろ反対に、マルチラテラリズムが常に可変的であるからこそ、国際秩序も揺れ動き、変遷していくとすら言えるかもしれない。コックス (R. W. Cox) が指摘したように、マルチラテラリズムと国際秩序は「鶏と卵」の関係にあって、両者は「行為主体と構造」として相互に作用し合うのである<sup>3</sup>。

諸国家がマルチラテラリズムに期待を寄せ、それに沿った自制的行動をとるのは、国際政治に付随するアナーキー性を緩和すべく、ルールと規範がもたらす予見性によって一定の秩序をもたらそうとするためである<sup>4</sup>。これは、国際社会を構成する大国とは呼ばれない大多数の国家にとりわけ該当する<sup>5</sup>。今日、パワー・ポリティクスの色合いを帯びたユニラテラリズム (unilateralism) やバイラテラリズム (bilateralism) への露骨な訴えは、一般的に好まれない。それどころか国際秩序を揺るがしかねないパワー・ポリティクスに対しては、マルチラテラリズムの危機が叫ばれ、その擁護が一斉に表明される。つまり、マルチラテラリズムは、抗議したり異議を申し立てたりする際の手段として用いられている。この裏を返せば、パワーに訴える側も自らの行為を正当化すべく、マルチの仮面によって巧みに覆い隠そうとするのが常ということである<sup>6</sup>。こうして、マルチラテラリズムを手段化した応酬ゲームが外交的に繰り上げられることになる<sup>7</sup>。

マルチラテラリズムが本来体现しているのは、諸国間の相互的な協力に則った協調の精神や包括的な志向である<sup>8</sup>。しかし、今日のマルチラテラリズムの行き過ぎた手段化は、分断された世界の象徴を呈しているようにすら見える。ならば、その対抗的な概念であるユニラテラリズムやバイラテラリズムとの相違は、実際にどこにあるのか。本稿では、両対抗概念との比較考察を通じて、マルチラテラリ

ズムの概念が有する本来的な意義を再考する。

また本稿では、とりわけ「国際秩序を支える原則」としてのマルチラテラリズムに注目する。今日、国際機構の基本方針や国家の外交政策を語る際、マルチラテラリズムはこの新たな用法をもって擁護されているが、これまで分析の主要な対象にされてきていない。この用法もまた、マルチラテラリズムの危機をめぐる言説から派生し、ゆえに特定の国際秩序観を反映したものであると言える。本稿では、いくつかの事例を示しつつ、国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズムに迫りたい。

本稿の第一節では、マルチラテラリズム概念の意義を明らかにすべく、ユニラテラリズムおよびバイラテラリズムとの比較検討を行う。第二節では、マルチラテラリズムがいかに道具的に用いられてきたかを示すべく、冷戦後以降の変遷を辿る。第三節では、前節で記した変遷を手段／目的としてのマルチラテラリズムという観点から捉え直した後、国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズムを諸事例とともに考察する。なお、multilateralism は一般的には「多国間主義」と訳される。しかし今日では、国家に限らず、国際機関や市民社会の諸アクターなどを幅広く包含して用いられることも多い。したがって、本稿では国家を主要なアクターとして念頭に置きつつも、「マルチラテラリズム」というカタカナ表記を原則的に用いることにする。

## 1. マルチラテラリズム、ユニラテラリズム、バイラテラリズム

マルチラテラリズムについて語る時は、まず「マルチラテラリズムとは何か」という議論から始めなければならない。輪郭の掴めなさが同概念を有用にすると同時に、濫用されることにもつながっている。マルチラテラリズムを代表するのは、端的に言えば、実在する多国間の枠組みであり、具体的には会議体、制度、アド・ホックおよび常設的な組織体などがある。類する概念としては、国際機構、レジーム、グローバル・ガヴァナンスなどがあり、時にそれらと重複的に用いられることもある。今日、分野や目的、参加するアクターの数や種類、異なる制度化や統合のレベル、地域的なものからグローバルな範囲のものまで、多国間の枠組みはまさに百花繚乱状態にある。なお、本稿で考察する「国際秩序を支える原則」としてのマルチラテラリズムも、こうした多国間の枠組みである組織や制度の実存なくして説明することはできない。しかし、本稿で扱うそれは、具体的な組織や制度の枠組みではなく、概念的な原則を指すこととする。

### (1) マルチラテラリズムの数量的次元と実質的次元

マルチラテラリズムの概念には、主に二つの大きな軸がある。それは、数とい

う形式に重きを置く軸（数量的次元）と規範や価値という内実に重きを置く軸（実質的次元）である。前者の立場を取ったのは、コヘイン（R. O. Keohane）である。コヘインは、それを「三カ国またはそれ以上の国家集団間の政策を調整する実行」だと定義した<sup>9</sup>。これに対し、後者の立場を取ったのは、ラギー（J. G. Ruggie）である。ラギーは、多国間の枠組みを制度的に支える規範や価値を重視し、なかでも「不可分性」、「行動形態の一般化された原則」、「相互主義の拡散」を挙げた<sup>10</sup>。諸国家が制度的枠組みに従って決定・行動するよう拘束される、つまり自制的に振る舞うようになるには、そうした制度的な規範や価値とそれらを背後から支える協調の精神が重要になるからである。

数量的次元と実質的次元は、マルチラテラリズムの概念を説明する上で不可欠な両輪をなしている。この二つの次元は、マルチラテラリズムの対抗概念であるユニラテラリズムとバイラテラリズムとの区別において決定的に重要である<sup>11</sup>。まず、ユニラテラリズムがマルチラテラリズムの対抗概念になり得るのは、実質的次元である。ユニラテラリズムは、「単独主義的」な「対外姿勢」を指し示すものであり、「協調主義的」な姿勢とは対極をなす規範的精神だからである。次に、バイラテラリズムがマルチラテラリズムの対抗概念になり得るのは、数量的次元である。バイラテラリズムは、「二国間」という国家間の「関係」の形式的な外観を問うものであり、「三カ国以上」の国家間の関係に立脚した「多国間主義」とは数量的に異なるからである。以下では、マルチラテラリズムとユニラテラリズム／バイラテラリズムの関係性についてそれぞれ考察する。

## (2) マルチラテラリズムとユニラテラリズム

ユニラテラリズムがマルチラテラリズムの対抗概念とみなされ、しばしば批判の対象にされるのは、協調精神の欠如とパワーへの訴えゆえである。特に大国による単独主義的な国益追求の姿勢に対して、マルチラテラリズムはその実質的次元から擁護される。なお、大国による力づくの姿勢は二国間関係においても見られるので、あくまで国際協調という主権国家体制下での共存を損ねかねない倫理的な外交姿勢がここでは問われていることになる。

マルチラテラリズム（協調主義的姿勢）がユニラテラリズム（単独主義的姿勢）と比し、国際政治上でより正当だとみなされるのは、諸国家の共存の場である国際社会がアナーキーだという前提と関係している<sup>12</sup>。各々が至高の存在たる主権国家から構成される国際社会は、文字通り、無政府状態にある。主権国家体制下では、国家の内側での安全と外側でのアナーキーは対照をなしている。つまり、国家がその内側の安全をより希求するのは、その外側がアナーキーだという前提に拠る。しかし、こうした国家の安全を求める動機こそが、他の国家との間で緊張や摩擦を生み、国際的なアナーキーを真の無秩序へと変質させてしまいかねな

い。それゆえ、主権国家が共存する国際社会の場に一定の秩序をもたらす着想や仕組みが考案されてきたのである。

かくして国際協調の名の下、主権国家は互いの共存を保証する秩序をもたらすべく、「自制」という倫理的姿勢が求められることになる。とりわけ諸国家間ではパワーの相違が著しいため<sup>13</sup>、大国は覇権の野望が警戒され、自制的姿勢が一層要請される。多国間の枠組みは、大国にとっても協調と自制を誇示する格好の場となり得る。以上のような背景から、マルチラテラリズムは、実質的次元において、国際秩序を構築し維持する上で規範的な原則となるのである。

### (3) マルチラテラリズムとバイラテラリズム

バイラテラリズムとマルチラテラリズムの基本的な相違は、二国間か、三国間あるいはそれ以上か、という数量的次元にある。よって、組織的枠組みの形式的な外観を専ら問うのであれば、マルチラテラリズムの主要な対抗概念とみなされるのはバイラテラリズムとなる。

一般的にバイラテラルな関係においては、パワーがより直接かつ露骨に反映される。よって、強国の圧力や威嚇を前に、弱小国はその要求を呑まざるを得ない状況に置かれやすい。他方、マルチラテラルな関係においては、アクターが増える結果、パワーの分散が可能になるとともに、連立を組むなどのバランス工作も可能になる。ひいてはアクター間のパワーの格差を相対的に封じ、強国にも対抗することが可能な国際環境を生ぜしめるのである。

また、バイラテラルな関係においては、第三者が排除される。当事者以外のアクターからの介入を阻止する狙いが、しばしばバイラテラルな枠組みを築く動機となる。こうした第三者の排除は密室性を生み、情報の隠匿や当事者の意図の不明瞭さに関する懸念や疑念を生ぜしめやすい。対照的に、マルチラテラルな関係においては、第三者的な存在や視座が重視される。なぜなら、その決定や行動の中立性や透明性を内外に示すということもマルチラテラルな枠組みを築く動機となり得るからである。

以上のように、マルチラテラリズムの数量的次元では、諸国家間に存在する著しいパワーの差異がもたらす効果を、制度的な設計の工夫により抑制することが意図されている。これは、主権平等という国際法上の原則に基づき、国家間の形式体な平等をはかるという主権国家体制における一大原則と関係している<sup>14</sup>。

また、マルチラテラリズムの数量的次元では、第三者的な視点に基づく中立性や透明性が重視される。そもそも諸国家は、外交において第三者的な視点を意識せざるを得ない。それは自らが属する国際社会において、自らの行為、根本的には自らの存在が他の諸国家の承認に拠っていることを知るからである。つまり、マルチラテラルな枠組みには、一つの小さな国際社会の原型が投影されている。

実際、欧州を起源とする主権国家体制の地理的な拡張と主権国家の数的な増大は、主権国家間のパワーの格差を拡大する一方で、パワーの効果を抑制するためのマルチラテラルな制度や組織の発展をもたらしてきた<sup>15</sup>。マルチラテラリズムにミニ国際社会が投影され、秩序を築き維持する機能が期待される所以である<sup>16</sup>。

#### (4) マルチラテラリズムに付随する脆弱性

マルチラテラリズムにおいて、実質的次元ではパワーの倫理的な自制を、数量的次元ではパワーの制度設計的な抑制を、というようにパワーの二重の制御の仕組みが構築されてきた。マルチラテラリズムがユニラテラリズムやバイラテラリズムよりも正当とされてきたのはこのためである<sup>17</sup>。しかし、現実にはマルチラテラリズムをこれら二つの対抗概念と区別するのは、必ずしも容易ではない。また、マルチラテラリズムをより正当とする上述の根拠は、それを脆弱にもするものである。

マルチラテラリズムに基づく制度や組織が存在しても、国家によるユニラテラルな行動はなくなる。主権国家体制下で各主権国家が各々の国益を追求するのは通常であり、よって単独主義的な行動に走る誘因は常に存在している<sup>18</sup>。大国でなくとも、諸国家が「協力と競争」という相反する動機に突き動かされることには変わりがない<sup>19</sup>。また、多国間の枠組みが組織的な発展を遂げると、制度化への機運が生じ、合意形成や意思決定のための手続きが複雑化する。こうした組織的な発展や制度化は本来望ましいはずだが、互いに協力相手であるが競争相手でもある諸アクター間で合意に達するのを難しくしてしまう。また、漸く合意を得て決定に漕ぎつけてもそれは最小分母的なものに留まり、問題解決のための効果的な策とは到底言えない状況にしばしば陥る<sup>20</sup>。

このようなマルチラテラリズムに付随する協力のディレンマを克服するための処方の一つに、集団を牽引するリーダーシップが挙げられる。例えば、NATO（北大西洋条約機構）が誇る軍事的な実効性と信頼性は、事実上、米国という盟主の存在によって担保されている<sup>21</sup>。しかし反面で、それは副作用も生んでいる。NATOが実際には米国のグローバル戦略の道具に過ぎないという、米国のユニラテラルな覇権主義に対する疑念は、その典型例である<sup>22</sup>。

また、マルチラテラルな制度的枠組みが存在しても、バイラテラルな関係性はなくなる<sup>23</sup>。例えば、各国代表が集まる会議外交の場は、二国間交渉の機会にもなり得る。2019年6月末に大阪で開催されたG20サミットは、二国間外交が活発に展開され、注目された好例である<sup>24</sup>。一般的に、多国間枠組みの制度化が弱く、諸国間で制度の基本をなす規範や価値の共有を欠くほど、中心的なメンバー間でのバイラテラルな関係が重視されやすくなる。事実、多国間枠組みとしてのG20は今日、グローバルなパワー・バランスをより適切に反映しているとみなさ

れる一方、注目の多くは、中心的な国家間または国家集団間の関係や動向に傾けられるようになっていく。また、国際的な緊張が増す中でG20に見出せる意義は、具体的な問題解決というより、世界の主要国代表が一堂に会し議論を交わす場の設定自体にあるとも言えるかもしれない<sup>25</sup>。それと対照となるのが今日のG7であろう。国際政治経済における数々の指標で影響力低下が囁かれるG7であるが、規範や価値の共有を拠り所に結束し、具体的な議題についても歩調を合わせていく共通の意志を確固として示すようになっていく<sup>26</sup>。

## 2. マルチラテラリズムの経緯

マルチラテラリズムはいかに用いられてきたか。本節では、冷戦後の国際秩序の変遷と関連づけつつ、簡潔に振り返りたい。前節におけるマルチラテラリズムとユニラテラリズム／バイラテラリズムの対比、さらに後節における手段／目的としてのマルチラテラリズムの対比の諸事例も、併せて本節で描写する。

アイケンベリー（G. J. Ikenberry）によれば、大戦の戦後処理など歴史上の大きな転換点に訪れる国際秩序再編の機会に、戦勝国側あるいは覇権国家側は、長期的観点から自らを利すると思われるルールや規範などを制度的枠組みに戦略的に埋め込もうとしてきた<sup>27</sup>。言うまでもなくこれは、覇権国家として米国が第二次世界大戦後と冷戦崩壊後に実行してきたことである。いわゆる自由主義的秩序（liberal order）の覇権的な埋め込みである。

### (1) 冷戦後の一極世界と自由主義的秩序におけるマルチラテラリズム

マルチラテラリズムの概念が一躍注目を浴びたのは、冷戦崩壊後の自由主義的な国際秩序の到来においてであった。1990年代、湾岸戦争を皮切りに、ソマリア、ボスニア、続いてコソヴォへと、米国は軍事介入を重ねていくが、一極（unipolar）世界下で唯一の超大国となっていた米国のマルチラテラリズムへの依拠は便宜的事であることが次第にはっきりしてくる。EU（European Union）や国連（United Nations）などの国際機構がこれらの危機の過程において一時的に脇に置かれ、超大国の傲慢に疑問が呈されるようになっていった。

21世紀初頭の9.11同時多発テロでは、米国は自身が被害者となったこともあり、国際的支持を集めることに成功した。が、その後、米国はテロとの戦いやならず者国家の退治を旗印に、本格的に軍事的冒険に乗り出すようになる。2001年の対アフガニスタン軍事介入を経て、2003年の対イラク戦争では、米国は伝統的な同盟国すらふるいにかけてしようとした。大義の曖昧な武力介入に対して仏独などの同盟国は反発し、結果、国連だけでなく米国が盟主を務めるNATOまでもが袖にされてしまう。この時、米国のユニラテラリズムが糾弾され、マルチラテラリズム

は（冷戦後に脚光を浴びて以来）その最初の危機が叫ばれるに至った。ただ、厳密に言えば、米国は単独で武力介入に臨んだわけではなく、有志連合（coalition of the willing）というマルチラテラルな外観が表面的にせよ作り上げられたのである。

こうした米国の姿勢に対抗する形で、EUは「効果的な多国間主義（effective multilateralism）」という概念を提示した。効果的な多国間主義は、対イラク戦争開始後の2003年末に採択されたEU初の欧州安全保障戦略において、中核を占める概念である<sup>28</sup>。そこでは、国際法や諸制度に則った国際秩序を構築していく必要性が謳われ、その中心的枠組みに国連を置くことが提唱された。国連は、包括性に優れるゆえ国際社会の象徴ともみなされる存在である。しかし、国連安全保障理事会は、イラク戦争開戦の際に米国によって再び迂回され（1999年のコソヴォ危機に続き）、その権威は大きく傷つけられていた。

## （2）一極世界の陰りと自由主義的秩序に紐づくマルチラテラリズムの相対化

対アフガニスタン戦争、対イラク戦争が長きに渡るにつけ、米国は次第に疲弊の色を濃くし、一極世界が終わり、多極（multipolar）世界が始まる気配が漂い始める。また、2008年に起きた米国発の国際金融危機（いわゆるリーマン・ショック）を通して、著しい経済成長を続ける中国はいよいよ頭角を現し始めた。新興国の集団であるBRICS（ブラジル、露、印、中、南ア）の台頭はもはや明白となり、中露が主導する上海協力機構（SCO）など非欧米型の多国間枠組みも勢いを増していった。このように、それまで支配的だった欧米主導の自由主義的秩序の雲行きも怪しくなっていく。

こうした中、2014年にロシアはクリミア半島の占領と併合に打って出た。誰の目にも明らかなこの現状変更の試みに対して、欧米諸国は経済制裁を課しロシアをG8から追放したものの、ロシアを翻意させるほどでもなかった。欧州諸国は対露エネルギー依存を断ち切れず、新興諸国も欧米の対露制裁に足並みを揃えることはしなかった。ロシアにとってG8はなくとも、より比重を増すG20はあり、欧米諸国の代替を世界に見出すことはより容易になっていた<sup>29</sup>。

マルチラテラリズムに決定的打撃を与えたのは、2016年の英国のEU離脱を決めた国民投票と翌年の米国のトランプ政権の誕生である。英米はいわば自由主義的秩序の生みの親であり、EUはそれを制度的に体現した申し子である。狭まりつつあった自由主義的秩序は、自らその足元を掘り崩す事態に遭遇した。当然、既存のマルチラテラリズムも無傷ではいられなかった。トランプ前大統領は、NATOやG7といった自由主義陣営の主要枠組みを軽視したほか、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）を離脱し、国連教育科学文化機関（UNESCO）、パリ協定など環境レジーム、対イラン核開発問題協議グループからも脱退した。トランプ政権に対しては、マルチラテラリズムの擁護の言説を介した批判が各方面から

展開された。ただ、トランプ政権が掲げた自国第一主義は、「米国を再び偉大にする」というスローガンに表れているように、多極世界の住人となった米国の相対的な弱さを示すものだった。パワー・バランスがシフトする趨勢の中、米国は従来の対外的な関与を当然視せず、いま現在の米国の国益に適うかどうかで逐次判断する構えを示したのである<sup>30</sup>。つまり、これまでの自由主義的秩序とそれを支えてきたマルチラテラリズムは、もはや自明でないことが白日の下に晒された。

### (3) 多極世界への趨勢とマルチラテラリズムの便宜的手段化の加速

2010年代末に生じた新型コロナウイルスのパンデミックは、すべての国家にガヴァナンスと国民生活の両面で混乱と試練という共通の経験を強いたが、結果として各国家の内向き志向と世界の分断化を押し進めた。そして2022年2月、ロシアによるウクライナ侵攻が始まった。米国では、バイデン民主党政権が誕生しており、自由主義的秩序と既存のマルチラテラリズムの支持へと外交的修正を急いではなかったが、新しい地政学的現実には既に始まっていた。

マルチラテラリズムに対して一貫せず選択的な政策で臨んでいるのは、何も米国に限る訳ではない<sup>31</sup>。ロシアは、対ウクライナ侵攻以前より旧ソ連に属していた周辺諸国に対して威圧的に接し、欧米諸国が手を引き始めたアフリカや中東の内戦下にある諸国に触手を伸ばすなど、過日の影響力の復活に執着している。中国は、通商貿易分野や環境分野では既存のマルチラテラルな枠組みに賛同する一方で、地域安全保障ではバイラテラルなアプローチに固執し、核軍縮分野では交渉自体に応じないという選択的な姿勢を貫いている。また、中国がマルチラテラリズム擁護を表明するのは、主に一極世界におけるユニラテラリズムと内政干渉を拒否するという目的からである<sup>32</sup>。グローバル・サウスの雄を自認するインドは、BRICSのほか、中露主導の上海協力機構にも米国主導のQUAD（日米豪印）にも参加している。加えて、ロシアの対ウクライナ侵攻では、いずれの側にもつかない実利重視のバランス外交を展開し、グローバル・サウスの諸国の利益を広く代表するかのよう振舞っている。

このように従来の自由主義的な国際秩序とは異なる潮流の中で、非欧米の諸国家がマルチラテラルな枠組みを次第に主導するようになってきている<sup>33</sup>。そして、多極世界の到来は結果的に、諸国家が批判的言説や対抗措置としてマルチラテラリズムを用いる傾向を一層強めていると言えることができる。

## 3. 国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズム

### (1) 手段としてのマルチラテラリズム

マルチラテラリズムは、実質的次元と数量的次元の両方においてユニラテラリ



ズムやバイラテラリズムよりも正当だと認められるがゆえに、より広く国際社会において受け入れられてきた。他方で、マルチラテラリズムは正当だと認められるがゆえに、諸アクターによって自らの行動を正当化する手段として用いられることもまた免れ得ない。我々は、いかにマルチラテラリズムが手段として用いられてきたかを前節で見てきた。

こうしたマルチラテラリズムの今日的な形態やあり方に一考を投じたのが、同概念の主要な提唱者の一人、コヘインである。コヘインは、2014年、モース (J. C. Morse) とともに「Contested Multilateralism (異議申し立てのマルチラテラリズム)」という論考を発表した<sup>34</sup>。そこでモースとコヘインは、種々の分野でマルチラテラルな制度や組織が重なるように林立する現状を指して、「異議申し立てのマルチラテラリズムという現象」が生じていると論じた。では、なぜそうした現象は起きているのか。モースとコヘインによれば、それは、諸アクターが現存する制度や組織に不満や反感を持つ場合、別のマルチラテラルな枠組みを選択するということを繰り返し行ってきたからである<sup>35</sup>。現存するマルチラテラリズムへの異議申し立ては、それとは異なるマルチラテラリズムを通して、すなわち、別の枠組みへの乗り換えか新たな枠組みの創設によってなされる。つまり、マルチラテラリズムに対抗し得るのは、いまやユニラテラリズムやバイラテラリズムではなく、マルチラテラリズムそれ自体だということになる。

各国は国益追求の際にも、敢えてマルチラテラルな外観を装うことによって行為の正当化をはかる。反対に、他国のパワーを背景にした圧力や協調精神を欠く単独主義的な行為に対しては、マルチラテラリズムを盾として非難する。諸国家は、いわば外交上の便利な道具立てとしてマルチラテラリズムを用いてきた。それを手段として用いることにより、諸国家は自らの行為の正当化をはかり、自らのアクターとしての正当性を担保しようとするのである。たとえ大国であっても、ユニラテラリズムやバイラテラリズムより (異議申し立ての) マルチラテラリズムを選択するとモースとコヘインは指摘する<sup>36</sup>。なぜなら、国内外で支持の拡大や資源の動員をはかり、自らの異議申し立てに正当性を付与する上で有用だからである<sup>37</sup>。そしてモースとコヘインは、「異議申し立てのマルチラテラリズム」の概念で強調されるべきは、「長期的な目標を達成するにはいかなるマルチラテラリズムが最善であるか (執筆者圏点)」という問いになると述べている<sup>38</sup>。そうした長期的な目標達成のためのマルチラテラリズムの戦略的選択という議論は、制度の力を借りた国際秩序の覇権的な埋め込みという上述のアイケンベリーの議論にも通ずることになる。

## (2) 目的としてのマルチラテラリズム

各国家が自国の安寧と自国民の福利のために国益を追求するのは、主権国家体

制下における前提である。上述の「手段としてのマルチラテラリズム」は、マルチラテラリズムの選択的な使用が諸国家の対外政策において常套的であることを示している<sup>39</sup>。それは時に、マルチラテラリズムの数量的次元を偏重し、実質的次元を等閑視するという姿勢につながる。問題は、こうした姿勢が極まれば、マルチラテラリズムは強国の自己正当化の道具に過ぎないか、他国の対外行動を糾弾するために持ち出される言説に過ぎないという幻滅を生むことである。共同の幻滅が広がれば、マルチラテラリズムの正当化機能すらも蝕まれ、それに依拠すらされなくなるかもしれない。

このようにして、マルチラテラリズムの本旨に立ち返り、それ自体を「目的」として扱うことを説く倫理的な議論が現れるようになる。それは、ラギーに遡り、その実質的次元を重要視する議論となろう。ラギー自身、マルチラテラリズムは、歴史的にほとんど例がないほど要求水準が高い制度的形態だと述べていた<sup>40</sup>。それは、上述のように、マルチラテラリズムをより正当だとする根拠がそれを脆弱にする原因にもなるというディレンマゆえである。

マルチラテラリズムの正当性を測る上では、「包括性」、「代表性」、「公平性」、「制度化」といった指標が肝要となる。「包括性」では、どれだけ幅広いアクターが参加しているかが問われる。例えば、普遍的な国際機構である国連は最高の包括性を誇る。ゆえに国連は国際社会の象徴であり、マルチラテラリズムと言えば国連重視の姿勢を指すこともある。しかし、包括性の重視は、合意形成や意思決定の際の遅延や決定力欠如と抱き合わせとなる。したがって、包括性をより限定的かつ具体的に捉えるべく、「代表性」の問題が生じてくる。つまり、どの地域の、いかなる種類のアクターを、どれほど代表し得ているかという議論である。他方、この代表性の問題は「公平性」の問題と関連してくる。唯一至高の権威を欠く国際社会では、マルチラテラリズムは第三者的な存在と視点を保証するゆえ、代表性は第三者的な中立性や客観性を測る基準となり得るからである。また、マルチラテラリズムには、「制度化」というもう一つの指標がある。協力が便宜主義的で一過性でないことを示すためには、諸アクターに継続的な参加と関与を保証する組織や規範の制度化が重要になるからである。個々のアクターが協力と競争に駆られるという仮定の下で、意思決定の柔軟化や仲介・紛争解決のためのメカニズムなども制度的発展の一つとして期待されるのは、そのためである。

以上の包括性、代表性、中立性、制度化といった指標は、マルチラテラリズムをより正当たらしめ、ゆえにその実質的次元を支える主要な構成要素となる。これらの構成要素の重要性と、これらとは裏腹に存在する脆弱性を理解した上で<sup>41</sup>、マルチラテラリズムが国際秩序において有する意義を再評価し、手段ではなく目的としてそれを扱うべきだとする倫理的理解が以下に示すように表明されるようになってきている。

例えば、リューラント (J. Rüländ) は、近年のマルチラテラリズムを「矮小的マルチラテラリズム (diminished multilateralism)」だと批判し、その道具的濫用と空疎化に警鐘を鳴らす<sup>42</sup>。本来の協調よりも自己利益に供するか否かで存在価値が測られるようになると、マルチラテラリズムそれ自体の正当性が傷つけられる。結果、マルチラテラリズムは、偏狭で排外的なナショナリストや近視眼的なポピュリストらの格好の攻撃対象となるが、それがまた翻ってマルチラテラリズムを弱体化させる。したがって、リューラントは、多様性の保証、信頼、相互主義の拡散などに基づく「原理的マルチラテラリズム (principled multilateralism)」を擁護している。

ほか、ゲシロヴスキー (P. Gecelovsky) は、マルチラテラリズムが国際秩序を構築する上で意味を持つのは、「信頼、義務、相互性」に基づく諸国間関係を規定する原則となるからだとして述べ、リューラントと同様、手段的アプローチではなく原理的アプローチでそれに臨むべきだと説いている<sup>43</sup>。フランセスケット (A. Franceschet) も同様に、マルチラテラリズムを単なる政策オプションではなく根本的な制度とみなし、長期的目標に則った公正かつ原理的な姿勢をもって根気強く支持していくことが重要だと訴える<sup>44</sup>。プリオ (V. Pouliot) もまた、マルチラテラルなプロセス自体に内在する諸価値 (包括的で、制度化された、原理的な対話) の重要性を指摘し、日々の実践的な積み重ねの中でそれらの価値を制度的に内面化していくことがマルチラテラリズムの礎になると主張している<sup>45</sup>。

### (3) 国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズムの擁護と現実

国際機構や国家の政策当局者らからも、マルチラテラリズムの持つ規範的側面を再評価するべきだという声は続々と上がっている。それらが共通して問うているのは概して、以下のことになろう。多極世界と新たな地政学的現実直面し、国際社会がさまざまな挑戦に晒され続ける中で、いかに「国際秩序を支える原則」としてマルチラテラリズムを擁護し強化していくのか。以下では、EU、EU を牽引する加盟国のドイツとフランス、多国間協力に関する外交文書を公表したノルウェー、そして多国間システムの要と目される国連の例を簡潔ながら取り上げる。

#### ・ EU

最初に国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズムを打ち出したのは、EU である。上述のように、2003年末の欧州安全保障戦略で、EU は「効果的な多国間主義に基づく国際秩序」を標榜した<sup>46</sup>。そこでは、国連を中心に、国際法や諸制度に則った国際秩序を構築していくことが提唱されている。

EU は、その後も継続的にマルチラテラリズム擁護を訴えており、近年では、2019年6月の欧州理事会の結論「ルールに基づく多国間主義を強化するためのEU

の行動」<sup>47</sup>などがある。同文書では、「効果的な多国間主義」に基づきながらも、新しい国際政治環境に適応したマルチラテラリズムの意義やあり方を模索されている。そして、サイバー・セキュリティや人工知能など、EUにとって課題となるガヴァナンス領域が大きく広げられている。しかし、そうした新領域でもEUが規範や標準の設定上、先導的役割を果たすことや、国連をはじめ主要な多国間枠組みにおいて課題となっている改革や刷新にEUとして積極的に支援を行うことが、同文書では依然として顕示されている<sup>48</sup>。この背景には、EU自身が一つの対外的なアクターであると同時に、諸国家から構成される多国間枠組みでもあるという現実がある。マルチラテラリズムを体現する先駆けとして自らを規定することは、一つの声で話し一つのアクターとして行動してこそ、EUとして対内的的により強固でいられるというEUの背負う宿命と関係している<sup>49</sup>。例えば、域外大国による政治的・経済的な誘因や圧力の結果、EU加盟国の一端でも切り崩されてしまうと、EUは対内的に揺らぐだけでなく、対外的にも足場が弱まり、EUとしての統一的な力が大きく損なわれてしまうからである。

#### ・ドイツ

では、EU加盟国はどうか。ドイツのマルチラテラリズムに対するアプローチを示すものとしては、ドイツ国際安全保障問題研究所（SWP）の下、マウル（H. W. Maull）によって記された「マルチラテラリズム：成功のための変数、潜在性、制約と条件」（2020年）が参考になる<sup>50</sup>。マルチラテラリズムは、ドイツの外交政策の基軸であり、EUの外交安保政策にも同じことが言えるという文言から同文書は始まる。そこでは、「マルチラテラリズム1」と「マルチラテラリズム2」という分類がなされており、本稿で言うなら、前者は「手段としてのマルチラテラリズム」に、後者は「目的としてのマルチラテラリズム」にそれぞれ相当する。そしてドイツはこれまで、後者のマルチラテラリズム2（より具体的には、「1945年の自由主義的で西洋型である国際秩序の1990年の刷新版」である国際秩序の下での多国間システムに基づく<sup>51</sup>）を選択してきたと述べられている。その一方で、今日、特定の利益と秩序観を結びつけた異なるイデオロギーに基づくマルチラテラリズムと呼ばれるものが存在するが、それらは上辺だけの偽装されたものに過ぎないという批判もなされている。

同文書では、より新しい「マルチラテラリズム3」も提案されている。それは、「もはや国際秩序をめぐる原則や規範に関して幅広いコンセンサスが存在しない」世界の現実に適応するためである<sup>52</sup>。マルチラテラリズム3では、直面するグローバルな諸問題に「正しく」かつ「適切に」応えていくことが求められており、EUの効果的な多国間主義はその指針になるという。正確な定義はなされていないものの、マルチラテラリズム3は、その1と2、すなわち手段と目的という用法の

ディレンマを超え、問題解決にあたって正しくかつ適切な、理想的ながらも現実的な、原理的ながらも硬直的でないアプローチを示すものだと考えられる。また、EUの示す指針に沿うことを前提していることから、それは国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズムの今後のあり方を示唆しているとも考えられる。なお、ドイツは、フランスとの間で「マルチラテラリズムのためのアライアンス (Alliance for Multilateralism)」を2019年9月に非公式ながら開始しており、今後の進展が期待される。同アライアンスは、以下に挙げるフランスの公式サイトでも取り上げられており、同志諸国 (like-minded states) による連携の強化と拡大という課題がここに見て取れる。

#### ・フランス

フランスもまた、マルチラテラリズムに積極的に関与していく姿勢を鮮明に打ち出している。フランスの欧州・外務省の公式サイト (France Diplomatie) には、「マルチラテラリズム：フランスの行動原理」と題されたページが存在する<sup>53</sup>。そこではまず、「マルチラテラリズムは未曾有の危機の最中にある」と危機感が呈され、「多くのアクターがそれを疑問視しているが、フランスはそれを強化し、そして刷新するために関与する」と続けられる。フランスの立場に特徴的なのは、各国の利益が衝突し合う中で、力の論理がまかり通るような世界であってはならないとする論調である。「マルチラテラリズムは平和の道具である」と断言され、利益が衝突する際には、力の論理ではなく「対抗関係を組織化する」ことを通じて問題解決の道を探ることが必須だとされる。なぜなら、「マルチラテラリズムは、対抗関係を抑える最良の手段」だからである。

パワーを制御し秩序をもたらすというマルチラテラリズムの意義がこうして説かれた後、「国際的な諸規範、諸合意、諸制度を保護する」という目標が掲げられている。なかでも諸国家にとって利益の共有が可能な諸問題においては、「より一層のマルチラテラリズム」、すなわち現代版に「強化され刷新されたマルチラテラリズム」が要請されるとしている。そのためには、特に「代表性、包括性、実効性の観点」からそれを改善していくことが不可欠であり、フランスはその改善に向けて貢献する用意があると結ばれている。同サイトが、仏外務省サイトの対国連政策のページ中に置かれているように、フランスのマルチラテラリズムへの積極的関与の軸に国連重視の姿勢があるのは明白である。その点で、EUの効果的な多国間主義と軌を一にしている。

#### ・ノルウェー

国家の例としては最後にノルウェーを挙げる。同国の外務省が「多国間協力におけるノルウェーの役割と利益」(2019年) という白書が発行しているように、ノ

ルウェーはマルチラテラリズムに最も意義と危機感を有している国家の一つである<sup>54</sup>。ノルウェーは、非EUのNATO加盟国であり、国連などの多国間枠組みで軍民両面にわたる国際貢献に積極的に努めてきた。同白書では、国際協力こそがノルウェーの安全と繁栄に必須だと述べられている。自由主義的秩序下、ノルウェーをはじめとする諸国家は多国間システムにおいて妥協と協力の精神を通じ共通の課題に取り組むことができたが、今日、この前提が問われる状況変化が生じている。こうした認識の下で、ノルウェーが多国間システムにおいて保持する利益や価値を再評価し、その対外政策全般の再考察に資するようにすることが同白書の目的となっている。

ノルウェーにとって国益を守ることは多国間協力と同一線上に位置し、またノルウェーの対外的な影響力も多国間システムへの関与を基本としてきたと、同白書では振り返られている。これは、ノルウェーの小国という自己認識と関係している。国連のような多国間の制度的枠組みは、ルールに基づいたシステムを発展させる上で鍵となる役割を有しているが、そこでは大小含むすべての国家が平等に諸規則に拘束されることになるからである<sup>55</sup>。同白書では、「国際法やガヴァナンスの多国間システムの劣化を防ぐことは、ゆえにノルウェーの主要な対外政策上の利益であると定義できる」<sup>56</sup>と明言されるに至っている。そして、その多国間システムが今日直面する挑戦に対し、ノルウェーが優先的に行うべきことは何かが問われている。その一つに独仏同様、同志の欧州諸国とより緊密に連携していくことが挙げられているが、共通の利益を有する諸問題については価値の異なる諸国と協力していくことも続けて挙げられている。

#### ・国連

以上のEU、ドイツ、フランス、ノルウェーはいずれも、従来の自由主義的国際秩序に依拠することを前提に、対外政策の原則としてマルチラテラリズムを据える姿勢を打ち出している。これらの諸例において、多国間システムの要と位置づけられているのが国連である。だが、普遍的国際機構である国連において、欧米や西側の諸国は数的には少数派でしかない。その国連では、マルチラテラリズムはいかに構想され取り扱われているのだろうか。

事務総長のスピーチや国連総会をはじめとする数々の場面で、国連憲章に基づく国連を中心としたマルチラテラリズムは、繰り返し擁護されている。国連総会では、2018年12月に「マルチラテラリズムと平和のための外交の国際デー」が決議され<sup>57</sup>、同決議を受ける形で、国連の公式サイトに専用のページが設けられた。2019年には、国連事務総長による報告書「我々の共通の課題 (Our Common Agenda)」が発表され<sup>58</sup>、その中でも国連を中心とするマルチラテラリズムの重要性が強調されている。なお、同報告書では、包括的 (inclusive) で効果的 (effec-

tive) なマルチラテラリズムが提唱されている。包括性は、普遍的機構たる国連の本来的な強みであるが、そこでは広く非国家主体（地域、都市、地方政府や議会、宗教団体、NGO、大学、企業、専門家団体、草の根組織など）にまでネットワークを巡らせることに力点が置かれている。これは、国連傘下で行われる事業の幅広さや多様性を物語っている。他方、効果的なマルチラテラリズムは、国連を国際秩序の中心に据えるというEUのそれから範を取っており、国連の諸機関の下で行われる意思決定の効率化やガバナンス機能の向上を指すものと考えられる。ただ、国連の場合、効果的であることと包括的であることは結びつけて構想されている。つまり、さまざまな種類のアクターが多角的かつ多層的に参画することでより幅広い合意が生まれると同時に、専門的知見を確保でき、地域事情に合わせた解決策を模索できる。こうした国連独自の姿勢を示す意図がここにはあるように見える。

なお、2023年4月、国連安保理では「国連憲章の諸原則の擁護による効果的なマルチラテラリズム（執筆者圏点）」がロシア議長国の下で議論された。同会議では、西側の代表らが、ロシアの対ウクライナ侵攻は国連憲章とルールに基づく国際秩序の侵害であると非難する一方、中露の代表は、西側こそが国連憲章をこれまで選択的に利用してきたと反論するなど、激しい応酬が繰り広げられた<sup>59</sup>。国連憲章とマルチラテラリズムの擁護者だと自称し同会議を組織したロシアに対しては、場外からもその妥当性を問う声が上がった。例えばEUの国連代表は、「これほど真実から程遠いものではなく、皮肉でしかない」とロシアの欺瞞的姿勢を断罪した<sup>60</sup>。このように、国連安保理という場でマルチラテラリズムが取り上げられ議論が試みられたものの、結局は、国連憲章や国際秩序のあり方をめぐって根本的な立場の相違が露呈し、かつ妥協の精神よりも対立の構えが顕在化することになったのである。

## おわりに

マルチラテラリズムの概念は、形式性と規範性を併せ持つゆえ、ひいては現実的感覚と理想的精神を掲げ得る概念ゆえに、冷戦崩壊後、学術的にも実用的にも重宝されてきた。「国際秩序を支える原則」としてマルチラテラリズムを捉える考え方もその一つに連なり、冷戦後の国際秩序の変化の中で生まれてきたものである。マルチラテラリズムが国際秩序と連動しつつ変遷を遂げるのもまた、マルチラテラリズムの概念が持つ形式性と規範性ゆえである。実際、この両面性を以って、ユニラテラリズムやバイラテラリズムよりもマルチラテラリズムは優れて正当だとみなされてきた。しかし、そうであればこそ、その正当化の機能を諸アクターがこぞって道具的に利用し、やがてそれを競い合う事態が生じるのは、不可

避的であったと言える。そして今日、マルチラテラリズムは形骸化の道を辿りつつあるとして、それ本来の規範性への回帰を訴えるような議論が現れてきている。ただ、こうした論調すらも国際秩序の変動を反映したものかもしれない。

本稿では以上のような洞察をもとに、EUの「効果的な多国間主義」の構想に起源を持つ、国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズムについて考察してきた。それは、手段としてではなく目的としてマルチラテラリズムを再評価しようという学術的な動向に呼応した、実用的な用法のマルチラテラリズムである。手段としてのそれは、現実主義的に過ぎて、マルチラテラリズムの形骸化に伴う幻滅を生みかねない。目的としてのそれは、理想主義的な倫理的偏向ゆえ、すべてのアクターにとって受け容れ可能となるのか、また、現実問題に常時対応が迫られる政策当局者らに説得力を持ち得るのか、疑問が残る。

今日の揺らぐ国際秩序を前に、原則としてのマルチラテラリズムを掲げ擁護しようとするなら、その行き過ぎた手段化を自重すると同時に、それに内在する価値や規範を高度に目的化し普遍的な訴えとして強いることも自戒する必要がある。変動する国際秩序に安定的な道筋をつけるためにも、原則としてのマルチラテラリズムは、できる限り多くの国家やアクターによって正当とみなされねばならない。そして、国家やアクターの存在や行為の正当性が、そのマルチラテラリズムを通して保証されるのでなければならない。この正当性の循環がマルチラテラリズムの概念において鍵を握る事実が変わりはない。

多国間枠組みの諸事例において、原則としてのマルチラテラリズムはいかに息づき、また諸国家や諸アクターによっていかに捉えられているのか。それは、国際秩序といかに連動しつつ進展しているのか。国際秩序を支える原則としてのマルチラテラリズムの概念的・政策的発展にとって、こうした動向や変化を詳細かつ精緻に描写していくことが改めて課題となる。

## 注

<sup>1</sup> Edward Newman, “Multilateral Crises in Historical Perspective”, in Newman et al. (eds.), *Multilateralism under Challenge? Power, International Order, and Structural Change*, United Nations University Press, 2006, pp.160-178.

<sup>2</sup> Robert W. Murray, “Realist Multilateralism: Co-operation in the Emerging Multipolar System”, in Murray (ed.), *Seeking Order in Anarchy: Multilateralism as State Strategy*, The University of Alberta Press, 2016, pp.97-100.

<sup>3</sup> Robert W. Cox, “Multilateralism and World Order”, *Review of International Studies*, 18 (2), 1992, p.161.

<sup>4</sup> Philippe Moreau Defarges, “Le multilatéralisme et la fin de l’Histoire”, *Politique étrangère*, 69 (3), 2004, p.581.

<sup>5</sup> Devin, Guillaume, “Les Etats-Unis et l’avenir du multilatéralisme”, *Cultures & Conflits*, n° 71, Automne 2003, pp.168-169.



- <sup>6</sup> Auriane Guilbaud, “L’engagement multilatéral des petits États: pratiques, usages et trajectoires”, *Critique internationale*, n° 71, 2016/2, pp.9-18.
- <sup>7</sup> 岩田将幸「手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム」『神戸学院法学』第48巻第3・4号 2020年3月、401-436頁。
- <sup>8</sup> Miles Kahler, “Multilateralism with Small and Large Numbers”, *International Organization*, 46 (4) 1992, p.681.
- <sup>9</sup> Robert O. Keohane, “Multilateralism: An Agenda for Research”, *International Journal*, 45 (4), 1990, p.731.
- <sup>10</sup> John Gerard Ruggie, “Multilateralism: The Anatomy of an Institution”, *International Organization*, 46 (3), 1992, pp.567, 571-572.
- <sup>11</sup> 滝田賢治「多国間主義の再定義とアメリカ外交：協調主義と単独主義の相克」『国際政治』第133号 2003年8月、12、15頁。
- <sup>12</sup> Franck Petiteville, *Le Multilatéralisme*, Montchrestien, 2009, p.15.
- <sup>13</sup> H. L. A. ハート (著) 矢崎光圀 (訳) 『法の概念』みすず書房 1976年、236-237頁。
- <sup>14</sup> Christian Reus-Smit, “Liberal Hierarchy and the Licence to Use Force”, in David Armstrong, et al (eds.), *Force and Legitimacy in World Politics*, Cambridge University Press, 2006, pp.71-76.
- <sup>15</sup> Michael N. Barnett, *The International Humanitarian Order*, Routledge, 2010, pp.146-150.
- <sup>16</sup> Matthew S. Weinert, “Regional Multilateralism and the Reconfiguration of International Society: A View from the English School”, in *Seeking Order in Anarchy*, p.65.
- <sup>17</sup> 岩田将幸「多国間主義における正当性の問題」『国際政治』第171号 2013年1月、29-42頁。
- <sup>18</sup> José E. Alvarez, “Multilateralism and its Discontents”, *European Journal of International Law*, 11 (2), 2000, pp.394-399.
- <sup>19</sup> Charles Doran, “The Two Sides of Multilateral Cooperation”, in I. William Zartman & Saadia Touval (eds.), *International Cooperation: The Extents and Limits of Multilateralism*, Cambridge University Press, 2010, pp.40-43.
- <sup>20</sup> Edward C. Luck, “The United States, International Organizations, and the Quest for Legitimacy”, in Patrick Stewart et al. (eds.), *Multilateralism and U.S. Foreign Policy: Ambivalent Engagement*, Lynne Rienner Publishers, Inc., 2002, p.56.
- <sup>21</sup> Erik Jones, “Debating the Transatlantic Relationship: Rhetoric and Reality”, *International Affairs*, 80 (4), 2004, pp.606-608.
- <sup>22</sup> Rajan Menon & William Ruger, “NATO Enlargement and US Grand Strategy: A Net Assessment”, *International Politics*, vol.57, 2020, pp.371-400.
- <sup>23</sup> Gabriella Blum, “Bilateralism, Multilateralism, and the Architecture of International Law”, *Harvard International Law Journal*, 49 (2), 2008, pp.323-328.
- <sup>24</sup> 読売新聞、2019年6月25日朝刊13面。
- <sup>25</sup> Duvvuri Subbarao, “The G20 Must Become Leaner and Meaner If it is to Stay Relevant”, *Financial Times*, October 23, 2023. (<https://www.ft.com/content/73592929-3222-448d-804b-387d3d40eb77>). 2024年1月8日閲覧。
- <sup>26</sup> G7 Hiroshima Leaders’ Communiqué, May 20, 2023. (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506875.pdf>). 2024年1月9日閲覧。
- <sup>27</sup> G. ジョン・アイケンベリー (著) 鈴木康雄 (訳) 『アフター・ヴィクトリー：戦後構築の論理と行動』NTT 出版 2004年、57-83頁。
- <sup>28</sup> “European Security Strategy: A secure Europe in a better world”, Council of the European Union, December 2003.
- <sup>29</sup> Thalif Deen, “Russia Expelled from G8, but G20? Not So Fast”, *Global Issues*, April 01, 2014.

(<https://www.globalissues.org/news/2014/04/01/18457>). 2023年9月7日閲覧。

- <sup>30</sup> Charles E. Morrison, “Tradition, Trump, and the Future of U.S. Participation in Multilateralism”, in Christian Ehle, et al. (eds.), *Multilateralism in a Changing World Order*, Konrad-Adenauer-Stiftung, 2018, pp.27-37.
- <sup>31</sup> Robert W. Murray, “Whither Multilateralism? The Growing Importance of Regional International Societies in an Emerging Multipolar Era”, in *Multilateralism in a Changing World Order*, pp.16-25.
- <sup>32</sup> See-Won Byun, “Chinese Views of Hegemony and Multilateralism in the Biden Era”, *The Asian Forum*, July 7, 2021. (<https://theasianforum.org/chinese-views-of-hegemony-and-multilateralism-in-the-biden-era/>). 2023年9月2日閲覧。
- <sup>33</sup> Sven Biscop, “The EU and Multilateralism in an Age of Great Powers”, in *Multilateralism in a Changing World Order*, pp.39-43.
- <sup>34</sup> Julia C. Morse & Robert O. Keohane, “Contested Multilateralism”, *The Review of International Organizations*, 9 (4), 2014, pp.385-412.
- <sup>35</sup> *Ibid.*, p.387.
- <sup>36</sup> *Ibid.*, p.387.
- <sup>37</sup> *Ibid.*, p.388.
- <sup>38</sup> *Ibid.*, p.389.
- <sup>39</sup> Lisa L. Martin, “Interests, Power, and Multilateralism”, *International Organization*, 46 (4), 1992, p.767.
- <sup>40</sup> Ruggie, “Multilateralism”, *op.cit.*, p.572.
- <sup>41</sup> Robert O. Keohane, “The Contingent Legitimacy of Multilateralism”, in *Multilateralism under Challenge?*, pp.58-59.
- <sup>42</sup> Jürgen Rüländ, “‘Principled Multilateralism’ versus ‘Diminished Multilateralism’: Some General Reflections”, in *Multilateralism in a Changing World Order*, pp.1-12.
- <sup>43</sup> Paul Gecelevsky, “The Multilateral Impulse: Contract or Covenant?”, in *Seeking Order in Anarchy*, pp.106-109.
- <sup>44</sup> Antonio Franceschet, “The Ethics of International Coercion: Two Types of Multilateralism”, in *Seeking Order in Anarchy*, pp.3-27.
- <sup>45</sup> Vincent Pouliot, “Multilateralism as an End in Itself”, *International Studies Perspectives*, 12 (1), 2011, pp.18-26.
- <sup>46</sup> “European Security Strategy”, *op.cit.*, p.9.
- <sup>47</sup> “EU Action to Strengthen Rules-based Multilateralism -Council Conclusions-”, Council of the European Union, 10341/19, Brussels, June 17, 2019.
- <sup>48</sup> *Ibid.*, 8. (pp.4-5).
- <sup>49</sup> 岩田将幸「EUの『効果的な多国間主義』: EUと国連の関係およびEUとNATOの関係から」神戸法學雑誌 第56巻第3号 2006年12月、66頁。
- <sup>50</sup> Hanns W. Maull, “Multilateralism: Variants, Potential, Constraints and Conditions for Success”, *Stiftung Wissenschaft und Politik*, German Institute for International and Security Affairs, No. 9, March 2020.
- <sup>51</sup> *Ibid.*, p.2.
- <sup>52</sup> *Ibid.*, p.2.
- <sup>53</sup> “Le multilatéralisme: un principe d’action pour la France”, France Diplomatie, Ministère de l’Europe et des Affaires étrangères. (<https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/politique-etrangere-de-la-france/la-france-et-les-nations-unies/le-multilateralisme-un-principe-d-action-pour-la-france/>). 2023年9月1日閲覧。

<sup>54</sup> “Norway’s Role and Interests in Multilateral Cooperation”, Meld. St. 27 (2018–2019) Report to the Storting (white paper), Norwegian Ministry of Foreign Affairs, June 2019.

<sup>55</sup> *Ibid.*, p.6.

<sup>56</sup> *Ibid.*, p.7.

<sup>57</sup> “International Day of Multilateralism and Diplomacy for Peace”, A-RES-73-127, United Nations, Resolution adopted by the General Assembly on December 12, 2018.

<sup>58</sup> “Our Common Agenda: Report of the Secretary-General”, United Nations, 2021.

<sup>59</sup> “Effective Multilateralism Through the Defence of the Principles of the UN Charter”, Security Council Report, Posted April 1, 2023. (<https://www.securitycouncilreport.org/monthly-forecast/2023-04/effective-multilateralism-through-the-defence-of-the-principles-of-the-un-charter.php>). 2023年9月7日閲覧。

<sup>60</sup> “A l’ONU, la Russie et les Occidentaux s’affrontent sur le multilatéralisme”, *Le Monde*, le 25 avril, 2023. ([https://www.lemonde.fr/international/article/2023/04/25/a-l-onu-la-russie-et-les-occidentaux-s-affrontent-sur-le-multilateralisme\\_6170905\\_3210.html](https://www.lemonde.fr/international/article/2023/04/25/a-l-onu-la-russie-et-les-occidentaux-s-affrontent-sur-le-multilateralisme_6170905_3210.html)). 2023年9月7日閲覧。